

審査基準との整合性チェックリスト（JIS 以外）

規格番号：J55011 (H27)

規格名：工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法

番号	審査基準	条文	満足	根拠（該当しない場合は、その理由）
1	規格の公共性	整合規格として審査の対象となる規格は、特定の事業者、個人だけが利用できるものではなく、その利用性について公共性を持つものであること。	<input checked="" type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 該当せず	整合規格案としては、電気用品調査委員会のHPで公開しており、また、採用後は解釈通達別表第十二の別紙として国が公開する。
2	策定プロセスの公平性・公開性	整合規格案は、その策定プロセスにおいて、 ・偏りのない策定メンバー構成	<input checked="" type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 該当せず	学識経験者、消費者団体、製造団体、及び認定機関で構成される電気用品調査委員会で原案を作成した。
		・議事の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 該当せず	電気用品調査委員会は公開され、議事録もHPで公開している。
		・公衆審査の実施	<input checked="" type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 該当せず	整合規格案そのものの公衆審査は実施していないが、整合規格原案である情報通信審議会答申のプロセスにおいて公衆審査を実施している。
		・策定手続の文書化及び公開など 公平、公開を重視したものであること。	<input checked="" type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 該当せず	電気用品調査委員会のHPで規約を公開している。
		また、規格作成体制は、次のような公共性の条件を付加する必要がある。 A) 作成は委員会などの構成を通じて、公正、中立であること	<input checked="" type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 該当せず	学識経験者、消費者団体、製造団体、及び認定機関で構成される電気用品調査委員会で原案を作成した。
		B) 作成団体は、その委員会規約において、構成員の資格、任期、会議の成立条件、決議方法などが明確であること。	<input checked="" type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 該当せず	電気用品調査委員会の規約で規定している。
		C) 議事録等の記録を保管し、作成経緯がトレースできること。	<input checked="" type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 該当せず	電気用品調査委員会のHPで議事録を公開し、事務局で保管している。
		D) 作成途中で出された意見が適切に処理されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 該当せず	適切に処理している（個々の処理は議事録参照）。

審査基準との整合性チェックリスト（JIS 以外）

規格番号：J55011 (H27)

規格名：工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法

番号	審査基準	条文	満足	根拠（該当しない場合は、その理由）
3	技術基準との整合性	整合規格案は、技術基準で要求される性能との関係が明確になっていること。 (※) 技術基準で対応する要求のうち、不足がある場合は、不足している要求を明確にすること。	<input checked="" type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 該当せず	「技術基準との整合確認書」を参照（技術基準省令第18条の要求に対応）。
4	技術的事項の具体性	技術基準で要求される性能を達成するための必要な技術的事項については、具体的な手法、仕様、方法が示されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 該当せず	適用範囲、用語の定義、機器の分類、許容値、測定に関する要求、測定に関する特別規定、国際規格との差異等を規定している。
5	技術的事項の妥当性	整合規格案に示される具体的な手法、仕様、方法について、数値の根拠が明確になっているなど、その技術的妥当性が説明できること。 整合規格に国際規格との差異がある場合は、その理由が妥当であること。	<input checked="" type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 該当せず	同上
6	優先される規格	電気用品に関する日本工業規格がある場合は、それを優先することを原則とし、ない場合又は合理的な理由がある場合は、民間規格の採用のための評価対象とする。	<input checked="" type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 該当せず	日本工業規格がない。
7	作成言語について	規格は日本語で作成されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 該当せず	—
8	規格票の様式及び作成方法について	規格は JIS Z:8301:2008「規格票の様式及び作成方法」の様式に従って作成されたものを原則とする。	<input checked="" type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 該当せず	—

技術基準との整合確認書

規格番号：J55011(H27) 規格名：工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	雑音の強さに関することのみを規定する規格であるため、当条項に関しては、非該当が妥当と考える。
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：J55011(H27) 規格名：工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第七条 第1号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第七条 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受ける	<input type="checkbox"/> 該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：J55011(H27) 規格名：工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		おそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■非該当			
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	□該当 ■非該当	—	—	同上
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	□該当 ■非該当	—	—	同上
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	□該当 ■非該当	—	—	同上
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を及	□該当 ■非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：J55011(H27) 規格名：工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。				
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないもの	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：J55011(H27) 規格名：工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		とする。				
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条6	箇条6 電磁妨害波の許容値（全細分箇条を含む） 供試装置は、電源端子妨害波電圧の許容値及び放射妨害波の許容値を満足すること。	
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示され	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	雑音の強さに関することのみを規定する規格であるため、当条

技術基準との整合確認書

規格番号：J55011(H27) 規格名：工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		るものとする。				項に関しては、非該当が妥当と考える。
第二十条第1項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	-	-	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。

技術基準との整合確認書

規格番号：J55011(H27) 規格名：工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第2項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	-	-	同上
第二十条第3項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	-	-	同上
第二十条	表示等（長期使	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のもの	<input type="checkbox"/> 該当	-	-	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：J55011(H27) 規格名：工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条第4項	用製品安全表示制度による表示)	に限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	■非該当			

審査基準との整合性チェックリスト（JIS 以外）

規格番号：J55014-1 (H27)

規格名：家庭用電気機器、電動工具及び類似機器からの妨害波の許容値及び測定法

番号	審査基準	条文	満足	根拠（該当しない場合は、その理由）
1	規格の公共性	整合規格として審査の対象となる規格は、特定の事業者、個人だけが利用できるものではなく、その利用性について公共性を持つものであること。	<input checked="" type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 該当せず	整合規格案としては、電気用品調査委員会のHPで公開しており、また、採用後は解釈通達別表第十二の別紙として国が公開する。
2	策定プロセスの公平性・公開性	整合規格案は、その策定プロセスにおいて、 ・偏りのない策定メンバー構成	<input checked="" type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 該当せず	学識経験者、消費者団体、製造団体、及び認定機関で構成される電気用品調査委員会で原案を作成した。
		・議事の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 該当せず	電気用品調査委員会は公開され、議事録もHPで公開している。
		・公衆審査の実施	<input checked="" type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 該当せず	整合規格案そのものの公衆審査は実施していないが、整合規格原案である情報通信審議会答申のプロセスにおいて公衆審査を実施している。
		・策定手続の文書化及び公開など 公平、公開を重視したものであること。	<input checked="" type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 該当せず	電気用品調査委員会のHPで規約を公開している。
		また、規格作成体制は、次のような公共性の条件を付加する必要がある。 A) 作成は委員会などの構成を通じて、公正、中立であること	<input checked="" type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 該当せず	学識経験者、消費者団体、製造団体、及び認定機関で構成される電気用品調査委員会で原案を作成した。
		B) 作成団体は、その委員会規約において、構成員の資格、任期、会議の成立条件、決議方法などが明確であること。	<input checked="" type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 該当せず	電気用品調査委員会の規約で規定している。
		C) 議事録等の記録を保管し、作成経緯がトレースできること。	<input checked="" type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 該当せず	電気用品調査委員会のHPで議事録を公開し、事務局で保管している。
		D) 作成途中で出された意見が適切に処理されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 該当せず	適切に処理している（個々の処理は議事録参照）。

審査基準との整合性チェックリスト（JIS 以外）

規格番号：J55014-1 (H27)

規格名：家庭用電気機器、電動工具及び類似機器からの妨害波の許容値及び測定法

番号	審査基準	条文	満足	根拠（該当しない場合は、その理由）
3	技術基準との整合性	整合規格案は、技術基準で要求される性能との関係が明確になっていること。 (※) 技術基準で対応する要求のうち、不足がある場合は、不足している要求を明確にすること。	<input checked="" type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 該当せず	「技術基準との整合確認書」を参照（技術基準省令第18条の要求に対応）。
4	技術的事項の具体性	技術基準で要求される性能を達成するための必要な技術的事項については、具体的な手法、仕様、方法が示されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 該当せず	適用範囲、用語の定義、機器の分類、許容値、測定に関する要求、測定に関する特別規定、国際規格との差異等を規定している。
5	技術的事項の妥当性	整合規格案に示される具体的な手法、仕様、方法について、数値の根拠が明確になっているなど、その技術的妥当性が説明できること。 整合規格に国際規格との差異がある場合は、その理由が妥当であること。	<input checked="" type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 該当せず	同上
6	優先される規格	電気用品に関する日本工業規格がある場合は、それを優先することを原則とし、ない場合又は合理的な理由がある場合は、民間規格の採用のための評価対象とする。	<input checked="" type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 該当せず	日本工業規格がない。
7	作成言語について	規格は日本語で作成されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 該当せず	—
8	規格票の様式及び作成方法について	規格は JIS Z:8301:2008「規格票の様式及び作成方法」の様式に従って作成されたものを原則とする。	<input checked="" type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 該当せず	—

技術基準との整合確認書

規格番号：J55014-1(H27) 規格名：家庭用電気機器、電動工具及び類似品機器からの妨害波の許容値と測定法

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	雑音の強さに関することのみを規定する規格であるため、当条項に関しては、非該当が妥当と考える。
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：J55014-1(H27) 規格名：家庭用電気機器、電動工具及び類似品機器からの妨害波の許容値と測定法

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第七条 第1号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第七条 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受ける	<input type="checkbox"/> 該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：J55014-1(H27) 規格名：家庭用電気機器、電動工具及び類似品機器からの妨害波の許容値と測定法

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		おそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■非該当			
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	□該当 ■非該当	—	—	同上
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	□該当 ■非該当	—	—	同上
第十一条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	□該当 ■非該当	—	—	同上
第十一条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を及ぼすおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	□該当 ■非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：J55014-1(H27) 規格名：家庭用電気機器、電動工具及び類似品機器からの妨害波の許容値と測定法

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。				
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないもの	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：J55014-1(H27) 規格名：家庭用電気機器、電動工具及び類似品機器からの妨害波の許容値と測定法

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		とする。				
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 妨害波の許容値（全細分箇条を含む）	
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示され	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	雑音の強さに関することのみを規定する規格であるため、当条

技術基準との整合確認書

規格番号：J55014-1(H27) 規格名：家庭用電気機器、電動工具及び類似品機器からの妨害波の許容値と測定法

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		るものとする。				項に関しては、非該当が妥当と考える。
第二十条第1項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。

技術基準との整合確認書

規格番号：J55014-1(H27) 規格名：家庭用電気機器、電動工具及び類似品機器からの妨害波の許容値と測定法

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第2項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第二十条第3項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第二十条	表示等（長期使	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のもの	<input type="checkbox"/> 該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：J55014-1(H27) 規格名：家庭用電気機器、電動工具及び類似品機器からの妨害波の許容値と測定法

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条第4項	用製品安全表示制度による表示)	に限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	■非該当			